

真観と風土記

——十三世紀風土記受容の側面

はじめに―風土記受容の転換 行政文書から歌学書へ

文学作品であれ歴史史料であれ、それが伝来・保存されるのは何らかの要請があつてこそである。要請の内実は各時代、社会状況によつて自ずから変化する。そして当初作成された目的、あるいは作者の意図からはかけ離れたものとして、受容されることも多い。本来行政文書として作成された風土記にも、その言はあてはまる。

和銅六年の撰進詔によつて編纂された風土記だが、書名としての「風土記」が見える文献として早い例は、延喜十四（九一四）年の三善清行『意見封事十二ヶ条』、『公望私記』（十世紀前半）、また『意見封事十二ヶ条』を遡る可能性のある『官曹事類』（九世紀前半）などが挙げられる。これらにおける風土記の利用法をみると、『意見封事十二ヶ条』では備中介として下向した清行が国衙において実務

兼岡理恵

書的に参看し、『公望私記』では宮中における『日本書紀』講釈の参考書として、また『官曹事類』では『統日本紀』編輯時の編纂史料に関わるもの、というように、地方あるいは中央における政治的業務に風土記が用いられており、その意味では、本来行政文書である風土記の編纂意図と大きく外れるものではないだろう。またこの八〜十世紀前半は、地方を儒教的思想のもとに治める国司が「良吏」として位置づけられる時代でもあった。

しかし十一世紀を境として、「風土記」という語が見える文献は一端途絶える。この風土記空白期は何を意味するのだろうか。そこに想定されるのは地方行政の在り方の変貌である。

十世紀初頭、律令下の税制体制の根本である班田収授の実施が困難となるに伴い、政府は国司に一定額の税納入を請け負わせるかわりに、一回の統治権を国司に与える方針に切り替える。その結果、

徴税請負人の性格を強めた国司は巨利を得ることが可能となり、その地位は利権視され、成功・重任・遙任・受領などが起こり、地方政治は乱れる。そして十世紀後半には、尾張国司の藤原元命の非法を郡司・百姓等が訴えたことで名高い『尾張国郡司百姓等解』をはじめ、郡司・百姓らによる国司上訴が頻繁に起こるようになる。さらに十一〜十二世紀にかけて寄進地系荘園が増加して開発領主の権限が強まり、国衙行政へ進出、荘園と公領（国衙領）で編成される荘園公領制の成立、不輸・不入権をもつ荘園の一般化、知行国制の成立……。このように地方行政が変貌していく中で、朝廷、あるいは国衙に保存されていた風土記も、政治的に利用する意味が薄れ、それに伴い散佚・流出したのではないだろうか。

本来ならばこの時点で、風土記は永遠に消滅する可能性も十分あり得た。しかし十二世紀半ば、再び「風土記」という語が文献に表れる。すなわち『万葉集抄』を端緒として、藤原範兼『和歌童蒙抄』、顯昭『柿本朝臣人麿勸文』、『古今集注』そして『袖中抄』など、院政期に著される歌学書、及び歌合判詞である。秋本吉郎氏はこうした歌学書における風土記の引用態度について、引用原典に忠実でない上に先行書の孫引きが顕著で、古風土記であるか信憑性に疑わしいものが少なくないとしている³。確かにそのような傾向があることは否めない。しかし一方で『肥前国風土記』『松浦郡の松浦弟日姫子説話』などの古風土記と認めうる記事も存在するのである。また「

風土記」と称される古風土記と認められない書に關しても、秋本氏自身

単に地方のことを記しているから「風土記」と呼ぶのではなく、地方誌としても古代官撰のそれ（『古風土記』）に通ずる内容のものを「風土記」と呼称する傾向があった

と述べる如く⁵、当時における地誌概念の根底には、古風土記があった。換言すれば古風土記あってこそその「風土記」という呼称なのである。その意味でこの時期、風土記への関心が再び高揚し、さらにかつての政治的業務の参考書から歌学への利用という、風土記享受形態の大転換が見られるという点は、看過すべきではないだろう。

管見において、歌合判詞に風土記が言及される早い例として、保延元（一一三五）年八月『播磨守家成歌合』における藤原基俊の判詞が挙げられる。これは「鹿」という題で藤原為忠が詠んだ「帚木に妻やこもれる小男鹿の園原に鳴く声ぞたえせぬ」という歌に対する次のような判である⁶。

基俊判云、左歌、「帚木に妻やこもれる」とよまれたること、心得がたく侍り。この鹿の妻は、いかやうに帚木にはこもれるにか侍らむ。作者の心うけたまはらまほしき事かな。この木、林などの様に集まり生ひたる木にも侍らざりければ、中にこもれりとは云はむに難し。この鹿、猿まろ・むさびびにあらねば、枝の間・葉の中にこもらむこと又難し。無⁷指証文証歌⁷者、な

にを指南としてか可^二甘心^一哉。

昔、風土記と申す文見侍りにこそ、この帚木の由は犬略見え侍りしか。されど、年久にまかりなりて、はかばかしく覚え侍らず。件木は、美濃・信濃两国界、園原・伏屋と云ふ所にある木なり。遠くて見れば筈を立てたるやうにて立てり。近くて見れば、それに似たる木もなし。然ればありとは見れど逢はぬものに譬へ侍る。

「風土記と申す文」、「年久にまかりなりて」という表現、某俊の書きぶりから、これは普通名詞として地誌を意味する「風土記」ではなく、いわゆる古風土記を指したものと思われ、さらにこの歌合が行われた保延元年当時、すでに風土記が一般に流布していなかったことを窺わせる。某俊がどのような経緯で風土記を目にしたのかわからないが、和漢に及ぶ博識で知られ、判詞も博引傍証を旨とする某俊のこと、風土記を披見したというのも不思議ではない。

このように院政期以降、歌学書・歌合判詞に歌語の解釈や歌枕比定等の参考として用いられるようになった風土記だが、これら歌学書類に風土記自体の価値について言及したものは見られない。そのような中、風土記を高く評価している歌学書がある。それは十三世紀半ば、反御子左派の雄として名高い真観（藤原光俊）の歌学書『簸河上』である。真観（建仁三々^一 治建二 一一〇三々^一 一二七六）は、

藤原北家顯隆流、父・権中納言光親、母は從三位經子（順徳院乳母）。承久の乱後の承久三（一二二二）年、父光親が斬刑に処せられると光俊も筑紫へ配流、承久四（一二二三）年に赦免され帰京、嘉禎二（一二三六）年出家し真観を名乗った。歌道に関しては、嘉祿元（一二二五）年頃定家に師事するが、定家没後、藤原知家（運性）などとともに、京都歌壇を主導した為家の御子左家に対立、反御子左派の中心人物となる。また真観は宗尊親王の歌道師範を務め、鎌倉歌壇において指導者の立場でもあった。その真観の唯一の歌学書である『簸河上』は、文応元（一二六〇）年五月頃に執筆され、宗尊親王に献上されている。その執筆事情は奥書に

文応改元之曆朱律過半之天、依本寺之鬱訴、卜東関之旅宿、遂乃在輶雨裏、為消百千万緒之徒然、柳營風前忽享三十一字之秘訣者也。為之如何々。

とあり、雨が降り続いた中、無聊を慰めんがための執筆であったことが知られる。ゆえに内容は体系だったものではなく、『新撰髓脳』や『俊頼髓脳』を引用しつつ「それを敷衍・説明したものに過ぎず、創説の少ないのが遺憾（歌学大系解題）」ともいわれるが、風土記に対する言及は真観独自のものだと思われる。

真観はなぜ風土記に興味を持ったのか、そこから窺える当時の風土記受容の在り方、また真観と同時期に生きた風土記研究史上欠かせない人物、仙覚と真観の関連について考察し、十三世紀半ばにお

ける風土記受容の一端を探りたい。

一、真観と風土記

『簸河上』の真観の風土記言及部分を便宜上 a ～ d に分け、順に見ていこう。^③

a 又歌枕、貫之がかける古詞、日本紀名所など見るべし、とある、これおほきなる歌の本懐なり。古き歌枕、日本紀のなかり出で来たる名所かと思ゆるをば、今の世には新名所と名付けられたるとかや。日本紀を見れば、げにもおもしろき所々あり。

b これにづぎては諸国風土記といふ文あり。これまた見つべき文にこそ待るめれ。いみじき事多くのせたるなり。山河の名のおこり委しく見えたり。その山には何といふ木あり、この野にはそれといふ草生ひたり、ある浦には塩焼き、ある島にはめかるといふ迄もしるせる国も侍るなり。又、国によりて風俗変はれば、物の異名も見ゆめり。

c されば、基俊と申し、歌仙は、歌合の判に此文をひきて申したる事多し。

d しかれども此文、世にまれらにして人用ゑざれば、汾河におちにし筐に異ならず。

a 「又歌枕、貫之がかける古詞、日本紀名所など見るべし、とあ

る」は『新撰髓脳』の

又歌枕貫之が書ける、又古詞、日本紀、国々の歌によみつべき所などこれらを見るべし

を承けたものである。真観は『新撰髓脳』の影響を受け、判詞の姿勢などこの書に負うところが大きいという。^④ 注意したいのは『新撰髓脳』では「日本紀、国々の歌によみつべき所」とあるのが、『簸河上』では「日本紀名所」となっている点である。名所題の歌合初見は、長久二（一〇四二）年五月十一日「祐子内親王名所歌合」とされるが、「所名」「名所」という語は、歌に詠むべき地名＝狭義の「歌枕」として用いられ、『能因歌枕』には「国々の所々名」という条がある。以後、範兼『五代集歌枕』、清輔『奥義抄』『和歌初学抄』、そして歌枕の名を国別に掲出する最古の歌枕書『詞枕名寄』などが著される。平安末期には歌学書・歌合判詞に名所故実の議論が起り、十三世紀前半成立『八雲御抄』に至っては、巻五が「名所部」として千五百余の名所が定められている。^⑤ 膨大な数の「名所」を正しくふまえて和歌を詠むこと、それが希求された時代ともいえる。さらに続けて真観が「古き歌枕、日本紀の中より出で来たる名所かと思ゆるをば、今の世には新名所と名付けられたるとかや。日本紀を見れば、げにもおもしろき所々あり」と、『日本書紀』に由来する名所を「新名所」と称している点も見逃せない。^⑥ この真観の定義に当てはまるような同時期における「新名所」の用例は未見だ

が、「新名所」という言葉が冠された歌合には、永仁三（一二九五）年頃までに成立したとされる『伊勢新名所絵歌合』がある。これは伊勢の景勝地十ヶ所を絵に描くとともに、それを題として内宮神官一六人が詠じた歌合で、判者は二条為世が務めた。その序に

始自 帝城王機、迄于蛮販夷洛、国々甲区、往々勝境、万葉集、

古今集以下代代勅撰、家家打聞、悉入雅詠、無漏編録。然而、

和泉柚之材、猶伐而不尽、由良湊之玉、且捨而有余。何別当国

間有勝地、有佳境、名所中之名所者、先規許之、新什詠之。

所以、耳目所及、祝聴所触、粗任中丹之銘、謹猷後素之図。

という一節があるように、伊勢国中の名所といえるような所を撰んで詠歌したものであり、中には当時伝わっていた伊勢神話に基づく詠歌も見られるという。しかしここで選び取られた場所が、以降名所一歌枕として定着はしなかったようである。

「名所」、すなわち狭義の歌枕は、鴨長明『無名抄』に

名所ヲトルニ故実アリ。国々ノ歌枕カズモシラズオホカレド、

ソノ数ノスガタニシタガヒテヨムベキ所ノアル也。

とあるように、名所たるべき起源・由緒が必要であり、それぞれの名所一歌枕に応じた詠みぶりが要求され、歌合においても歌枕の比定・解釈がしばしば争点になった。真観の名所の詠み方についてのこだわりは、建長八（一二五六）年九月十三夜「後九条内大臣基家**家百首歌合**」における、藤原基家の「あら磯のつづきの山は風こえ

て遠かた人にかへるしらなみ」に対する判詞（夫木抄 八四五五）に窺える。

此歌判者光俊朝臣云、右歌すがたたけたかく詞きらきらしくこそみえ侍れ、但つづきの山を夏の歌の中に侍る奇峰のごとくめづらしきさまにや侍らん、筒木の岡、日本紀にみえ侍れば、山と岡とはふるくよめることもまま侍れば、さもやなどたどりつき侍る程に、彼岡は湖海のあたりとは見え侍らぬにや、今歌只荒磯につづきたる山より風こえて遠方人に波をかけるにこそ、まことに若波路遠く思ひやられていとをかしかるべし、作者の本意にはそむきて名所などをかやうに申しなし侍らば、ことにはばかりおほく、みちのためあさく侍るかなと云云

基家歌を「すがたたけたかく詞きらきらしくこそみえ侍れ」「まことに若波路遠く思ひやられていとをかしかるべし」と賞賛する一方、「筒木の岡」は実際には湖海付近にはないことを指摘し、「作者の本意にはそむきて名所などをかやうに申しなし侍らば、ことにはばかりおほく、みちのためあさく侍るかな」としつつ、あくまで実像としての「筒木の岡」を重視していることが窺える。「筒木の岡」は「日本紀にみえ侍れば」とあるように仁徳三十年九月、仁徳天皇と八田皇女の関係に憤った磐媛皇后が難波には戻らず「更に山背に還りまし、宮室を筒城岡の南に興てて居します」と、宮を立てた地である。山背国であるから当然、湖海はない。ここに名所の現地の

様子を重視する真観の姿が窺えよう。

そして a に続く b、d、これが真観の風土記観を示す部分であり、『新撰髓脳』など先行歌学書に見られぬ、真観独自の見解として注目される。まず b で風土記の概要を説明する。「山河の名の起り委しく見えたり」は、『統日本紀』和銅六年五月甲子条、風土記撰進詔における「山川原野の名号の所由、また古老の相伝ふる旧聞異事は、史籍に載して言上せしむ」に対応する。真観が名所・歌枕の名の由来にこだわったことは、同じく『建長八年百首歌合』、藤原良教の「はらはれぬまくらのちりのつもりてやこひてふ山の名をばたづねん」(天木抄 八六七八) に対する判詞に示されている。

此歌判者光俊朝臣云、左歌さま優には侍れどもおぼつかなきことぞ侍りける、彼恋山は古伝云、和爾えん之祖恋神玉命与上和爾明玉日女命、以石塞河不得会所恋、故云恋山也と見えたり、しかるをいまの歌はまくらのちりつもりて名をたつるさまなり、ふもとのちりひぢより白雲かかる山とおほひのぼれることをおもひてとは心えられて侍れど、名づくる由緒はちがひてぞ侍るべきと云云

真観の判詞の内容を見る前に、まず「古伝云、和爾えん之祖恋神玉命与上和爾明玉日女命、以石塞河不得会所恋、故云恋山也」の部分に注目したい。なぜならこの恋山地名起源譚は、次に掲げる『出雲国風土記』仁多郡恋山条との関連が窺えるからである。

恋山。郡家の正南廿三里なり。古老伝へて云ひしく、和尔、阿伊の村に坐す神玉日女の命を恋ひて上り到りき。その時、玉日女の命、石以て川を塞ぎしかば、得会はずて恋へり。故れ恋山と云ふ。

(恋山。郡家正南廿三里。古老伝云、和尔、恋阿伊村坐神玉日女命而上到。尔時、玉日女命、以石塞川、不得会所恋。故云恋山。) 恋山は、現在の島根県仁多町の舌振山が比定地とされ、麓の馬木川下流の溪谷は「鬼の舌震」と呼ばれる景勝地である。この恋山条と真観の引く「古伝」は、神名等、説話の語られ方に違いはあるものの、本来同一伝承であったと思われる。ある文献に引用された『出雲国風土記』恋山条の異伝「古伝」を披見した真観が、判詞の傍証に用いたのだろう。当時の『出雲国風土記』伝播状況が明確でない中、この「古伝」は『出雲国風土記』本文そのものではないとはいえ、風土記受容史上、見逃せない説話である。なお「恋山」は、『出雲国風土記』では舌振山を比定地とするため「恋」||「シタヒ」と訓むが、本文上は「恋」||「コヒ」と訓じても何ら問題は生じない説話である。ゆえに真観は「こひ山」を説くに及び、当該話を傍証として掲げたのだろう。

さて、真観の判詞の内容に目を転じよう。真観は、独り寝て枕に塵が積もり山となり、「こひ山」という名の山をたずねるほどだ、という良教の詠みぶりは「心えられて侍れど」、「和爾之祖」が恋慕

った故、恋山になったという「古伝」の地名起源譚とは「名づくる由緒はちがひてぞ侍るべき」ゆえ、「おほつかなき」と称している。あくまで木末の名の由来を重んじる真観の姿勢がよくわかる記述である。

さらにその「その山には何といふ木あり、この野にはそれといふ草生ひたり、ある浦には塩焼き、ある島にはめかるといふ迄もしるせる国も侍るなり」「又、国によりて風俗変はれば、物の異名も見ゆめり」からは、現存風土記の次のような記述が思い起こされる。

・菅生山。菅、山の辺に生ふ。故れ、菅生と曰ふ

(播磨国風土記・揖保郡)

・大内野。郡家の正南廿二里なり〔紫草少々あり〕

(出雲国風土記・仁多郡)

・乗浜の里の東に、浮嶋の村あり〔長さ二千歩、広さ四百歩なり〕。四面絶海にして、山と野と交錯れり。戸は一十五烟、田は七八町余りなり。居める百姓、塩を火きて業と為す。

(常陸国風土記・信太郡)

・黒嶋〔海藻生ふ〕

・古老の曰へらく、昔、国菓〔俗の語、都知久母。又、夜都賀波岐と云ふ〕山の佐伯・野の佐伯あり。

(常陸国風土記・茨城郡)

・俗の語に玖倍理湯の井と曰ふ

(豊後国風土記・速見郡)

風土記に記された、換言すれば和銅六年風土記撰進詔で要求され

た地名の由来、及び山川の状況などは、まさに歌枕の比定・考証において有益な情報になり得る。名所の名義、起源などを追究する真観にとって、風土記は珍重すべき書であったに相違ない。

cは先述した、基俊が風土記を判の傍証として用いたことに触れている。真観は「歌合の判に此文をひきて申したる事多し」としているが、基俊が風土記に言及した判詞は、現在披見しうる文献において、管見では先の一例のみである。

dの「しかれども此文世にまれらにして人用ゐざれば、汾河におちにし筐に異らず」は、真観の時代、風土記が一般に流布していなかったことを示している。基俊から下ること約百年、風土記散佚はさらに進んでいただろう。

このように風土記を賞賛している真観だが、それでは実際に風土記を目にしていたのだろうか。それを示すものとして、まず『建長八年百首歌合』、藤原顕朝の「妙野にはをのへのあらしおとさえてささのはそよぎあられふるなり」(夫木抄 九八一〇)に対する判詞を見てみよう。

此歌判者〔光俊朝臣〕云、彼妙野には細竹生て西のかたには三峠そばだてりと風土記にみえたるがゆゑに、をのへの嵐ささのはそよぎてとはよまれたるにこそ、山野之勝終深臨畢、気色誠浮眼前は揺輪なり〔云云〕

とある。先述したbの「この野にはそれといふ草生ひたり」と合致

した記述だが、同記述は他文献には見られず、「妙野」も比定地未詳である。この「妙野」条を風土記逸文として取り上げたのは森尻麒一郎氏である。一方、廣岡義隆氏は逸文とは認めず「参考」として掲げている(新全集「風土記」)。しかし次にみるように、真観は古風土記を実際に目にしており、『簸河上』の言と併せて、これも古風土記逸文である可能性が高いのではないか。

真観が古風土記を披見したことが窺える記述、それは康元元(一二五六)年、真観が鹿島社に参詣した折のものである(夫木抄 一〇七五九)。

ぬまのをの池の玉水神代よりたえぬや深きちかひなるらん

此歌は、康元元年十一月五日鹿島社詣でて次宮めぐりし侍るに、沼尾社へかの池の事ざまいさ清く見えて、神代に空より水くだりてと思ふもいとありがたし、蓮のおひて、服する者不老不死なりなど風土記には見えたるに、いまはなきふることになん侍りけりと云々

「かの池」沼尾の池は『常陸国風土記』香島郡に次のように見える。

その社(香島社)の南に、郡家あり。北は沼尾の池なり。古_レ老の曰へらく、神世に、天より流れ来し水沼なり。生へる蓮根は、氣味太く異にして、甘きこと他所に絶れたり。病める者、

この沼の蓮を食らば、早く差えて験あり。

「古老の曰へらく」以下(傍線部)が、真観の言に対応している部

分である。真観の記述は『常陸国風土記』そのままではない。これは『常陸国風土記』を傍らにおいて引用したというより、記憶によって書かれたことを窺わせる。また真観の「いまはなきふることになむ侍りけりと云々」も「古老の曰へらく」を意識したものに相違ない。沼尾の池を「かの池」と称し、その「玉水」が「神代よりたえぬやふかきちかひなるらん」とする真観の詠みぶりは、『常陸国風土記』をふまえたものである。ここに真観が『常陸国風土記』を見たことが明確に示されているよう。

このような真観の風土記に対する関心は、名所の由来、現地の実際の様子に対するこだわり起因するものだろう。真観の歌学の特徴として、上代文献への関心、六条派歌学の継承は従来から指摘されてきたが、これほどまで具体的に風土記を重要視した点に関しては、あまり強調されてこなかった。風土記研究史において、真観はさらに探究されてよい人物だろう。

そしてこの真観と同時代、同じく風土記に関わる人物として忘れてはならないのが、仙覚である。次に真観と仙覚、両者の関係について考察したい。

二、真観と仙覚

仙覚は奇しくも真観と同年、すなわち建仁三(一二〇三)年に生まれている。周知の通り、その著作『万葉集註釈』は、『積日本紀』

と並んで風土記逸文を多数収載する書であり、その引用回数十九カ国（筑紫風土記）を含む）に及ぶ。しかし関東の一介の僧侶である仙覚が、なぜそれだけ多くの風土記を目にすることが出来たのか、従来から疑問とされてきた。結論を先に言えば、仙覚の風土記披見に真観の援助があったのではないか、ということである。真観と仙覚の関係については、すでに吉永登氏、志村土郎氏によって指摘されているが、真観の鎌倉下向に関連する主要記事、および仙覚の万葉集校合過程をまとめたのが次の表である。

年号	真観鎌倉関連記事	仙覚万葉集校合関連記事
寛元四(二四〇)		親行本・三箇証本・択然上人本校合
建長八(三五〇)	9・13 建長八年百首歌合	
康元元	9～11月鹿島詣 (真観初の関東下向か)	
文応元(二六〇)	5月頃『簸河上』執筆 ↓宗尊親王に献上	
	12・21 鎌倉下向 宗尊親王の歌道師範に	
弘長元(二六〇)	1・26 5・5 歌会参加 7・7 宗尊親王家百五十番歌合	夏頃 松殿御本・尚書禪門真

		9月 宗尊親王家百首	観本・基長中納言本にて再校
弘長(二三六〇)	12月 宗尊親王の家集『瓊玉和歌集』撰	正月 六条家本(二条院御本の流)にて比較	
弘長(二三六〇)	正月頃 鎌倉下向 2・8～10 探題一日千首会 (相州常磐亭(北条政村邸)歌合)		
文永(二二六五)	7・16 帰京	11月 忠定卿本にて比較	
	10・18 鎌倉下向	閏4月頃	
	12・5 左京兆邸(政村邸)歌合 帰京	左京兆本(伊房卿手跡)比較	
	12・26 『統古今和歌集』撰進 (仙覚一首入集)	7月 校了 宗尊親王献上 ↓文永二年本	
文永(三三六〇)	7・20 宗尊親王上洛 真観、院参停止。松尾に隠棲か	8・18 万葉集卷一に奥書 23 卷一十に奥書 ↓文永三年本	
文永(三三六五)		4月 『万葉集註釈』なる	

先述した通り、真観は文応以降、宗尊親王の歌道師範として鎌倉歌壇をリードする存在であった。真観が初めて鎌倉に下向した際の様子は、『吾妻鏡』文応元年十二月二十一日条、同月二十三日条に

・入道右大弁光俊朝臣〔法名真観・光親卿息〕自京都到着、
当世歌仙也。

・右大弁禪門始出仕、歌興行盛也。

と記述されている。一方の仙覚はまさに同時期、鎌倉比企谷において万葉集校合を進めており、弘長元（一二六一）年夏には「尚書禪門真観本」、すなわち真観所持の万葉集を校合に用いているのである（文永三年本万葉集巻第一奥書・西本願寺本による）。それは真観鎌倉下向から約半年後である。吉永登氏は、真観本は真観が京より携えた万葉集であり、彼の好意によって仙覚に貸与されたものとする。また、真観と仙覚の交渉について積極的に証明し得るものではなく、真観の鎌倉下向後度々行われた和歌会にも仙覚の名は見いだせない一方で、真観が撰者の一人として文永二年に撰進した統古今集に仙覚歌が一首とられており、それが仙覚の勅撰集への初見であったことを思えば、記録に洩れた両者の関係も想像出来ぬこともないと思へている。さらに吉永氏は、仙覚が殊に珍重していた「六条家本」は承安元（一一七一）年に六条家の藤原重家が書写した本であるが、仙覚が同書を貸与したルートとして、宗尊親王の側近に重家の孫・

顯氏が居り、彼から借りていたかとする一方、真観の口添えもあった可能性も指摘する。六条家本の書写者・重家は、真観とともに反御子左派の中心人物だった知家の祖父である。知家は既に正嘉二（一二五八）年に没していたが、真観と六条家の連携は強く、知家の子・行家を真観は各歌合の判者に推挙することをはじめ、全面的にバックアップしたようである。仙覚の六条家本利用にも真観がからんでいる可能性は十分に考えられる。

このような万葉集校合における真観の仙覚に対する支援は、翻って仙覚の十九カ国に及ぶ風土記利用にもつながるのではないだろうか。特に仙覚が『万葉集註釈』中、八例も引用する『常陸国風土記』を真観が実際に目にしていたことは先述した通りである。常陸に対する思い入れは、常陸出身の仙覚は勿論のこと、鎌倉下向に先立って鹿島詣を行い、各地を訪ねる真観にも並々ならぬものを感じさせる。鹿島社参詣の折、鹿島の崎を訪れた時の記述（末木抄 一二二二三）、

波たかきかしまのさきにたどりきてあづまのはてをけふみつ
るかな

此歌は、康元元年十一月鹿島社詣でてかの島のさきにまかりて
みれば、我が国の東のはてになんありける、かの社より島の崎
へは七里とぞ申すめると云云

「我が国の東のはて」まで「たどりき」という真観の感興が示されている。真観と仙覚、常陸への思いという点で相通じるものがあ

らう。

さらに当時、既に風土記が一般に流布していなかったことは、『簸河上』の「此文世にまれくにして」という記述から窺える。書物の書写・貸与自体も容易ならぬ時代、特に鎌倉に拠点を置く仙覚にとって、その流通ルートは限られたものであり、なおかつ風土記に関心を寄せる人物も、歌集・物語、あるいは『日本書紀』などと異なり、極めて限定されていたことは、『簸河上』で真観が「人用ゐざれば、汾河におちにし筐にも異らず」と、風土記を利用する者がいないことを歎く記述に表れている。そうした状況の中、三十か所以上に及んで風土記を引用する仙覚『万葉集註釈』は、ある意味この真観の思いを継承した書とも言えよう。

抑又、古歌ノ詞トイヒ、スベテノ古語トイヒ、日本記・風土記
等ニミエタルベシ（『万葉集註釈』巻第十、四四三三番歌の冬）

と上代文献を重んじ、六条派歌学を尊重する仙覚の姿勢は、真観と通じるものである。『万葉集註釈』の完成は文永六年、既に宗尊親王は將軍の座を追われ京都へ送還、真観も歌壇から退いている。仙覚は往時を偲び、どのような思いを抱いていたのだろうか。

おわりに——真観の風土記観・後世への影響

以上、従来あまり注目されなかった真観と風土記の関わりについて、仙覚との関係を指摘しつつ見てきたが、最後に真観の風土記へ

の関心がどのような形で継承されたかについて触れたい。

院政期には六条家歌学書が風土記引用の中心であったが、鎌倉時代になるとその流れは二条家歌学書に受け継がれる。その代表が弘安二（一二七九）年頃成立とされる『悦目抄』である。本書は、『和歌三重之大事』という書を基にして変容していった『和歌肝要』『和歌大綱』などと同じく、為世流の歌学書とされ、その著者は藤原基俊に仮託されている。『俊頼髓腦』『八雲御抄』『十訓抄』、そして『簸河上』などをふまえて記述されており、二条家の秘伝書として尊重されたという。この『悦目抄』に、先述した『簸河上』風土記言及部分は、次のように記されている。

一、（前略）又歌枕、貫之が書ける古詞、日本紀、風土記、国々の名所によみつべき所など、是等を見るべし。（後略）

一、（前略）日本紀の名所などは常に見るべし。大なる歌の本懐なり。又はじめにも申し侍れども、風土記にはいみじき事の起り、山川の名の起り、委細見えたり。ある山には何と云ふ草木あり、河流れたり、此野には何と云ふ事あり、草生ひたりと知るべし。ある浦には鹽（＝鹽）やき、和布刈り、貝拾ふとまでみゆめり（しるせり）。又国国によりて風俗のかはれる異名も見ゆめり。

『簸河上』において、『新撰髓腦』をふまえて「又歌枕、貫之がかける古詞、日本紀名所など見るべし、とある」とあった部分に、

『悦目抄』では「又歌枕、貫之が書ける古詞、日本紀、風土記、国々の名所によみつき所など、是等を見るべし」と、「風土記」が加えられている点に注目したい。さらに『簸河上』の「(日本書紀)につぎては諸国風土記といふ文あり」という記述は、単に「又はじめにも申し侍れども、風土記にはいみじき事の起り、山川の名の起り、委細見えたり」となり、真観があくまで『日本書紀』を第一としたのに対し、そのような序列意識が薄らいだ表現になっている。『悦目抄』は、『簸河上』以上に風土記の価値を積極的に認めているといえよう。そしてこの『悦目抄』が弘安年間に為世周辺で成立し、二条家秘伝書として重視されたという点は、二条家周辺で行われたと思しい、永仁年間の風土記書写活動へと繋がっていくと思われる。本来、行政文書であった風土記がその本来的役割を喪失したのち、新たな存在意義を歌字書に見出され、そしてある一定の層において継承・重視され、その命脈を保ってきた過程を見てきた。真観以後、風土記への関心は二条家に受け継がれていく。それに関しては稿を改めて論じたい。

※本稿は科学研究費補助金(特別研究員奨励費)の成果の一部である。

【使用テキスト】

- ・ 『風土記』『日本書紀』…新編日本古典文学全集(小学館)
- ・ 『新撰髓脳』『悦目抄』…日本歌学大系(風間書房)

注

- (1) 『公望私記』は元慶度の講書(元慶私記)を本体として矢田部公望が注を加えた書で、『釈日本紀』に多数引用されるが、『釈日本紀』自体の本文をめぐる問題については神野志隆光氏の一連の論考がある(『公望私記』をめぐって)『上代文学』第八十七号 二〇〇一・十一、
- 『日本紀私記』と『釈日本紀』『国文学 解釈と教材の研究』第五十一巻第一号 二〇〇六・一)。また『官曹事類』に関しては荊木美行「官曹事類と風土記―筑後・肥後国風土記逸文とその意義」(『風土記逸文の文献学的研究』皇學館出版部 二〇〇二 初出『史料』第一四五号 一九九六・十)、吉岡眞之「古代の逸書」(『古代日本と文字』5 吉川弘文館 二〇〇六) 参照。
- (2) 拙稿「九世紀の『風土記』―『塵袋』所収「尾州記」を中心に―」(『風土記研究』第三十号 二〇〇六・三)で「良吏」と風土記の関係について論じた。
- (3) 『風土記の研究』(ミネルヴァ書房 一九六三) 五九八―九頁
- (4) 『和歌童蒙抄』第三「山」条、『楠木朝臣人麿勳文』渡唐の条、「袖中抄」第八「まつらさよ姫(ひれふりのみね)」条など。なお頭昭の風土記観について付言する。頭昭の風土記引用態度について秋本氏が(孫引きが多く)頭昭みづからが風土記という古代典籍を披見した証跡はない。(中略)頭昭は風土記より直接引用可能な時代にありながら、直接引用をなさなかった考証者であったのである。

と述べるように(秋本、注3 六二〇頁)、『袖中抄』をはじめとする
顯昭の風土記引用は、『万葉集抄』『和歌童蒙抄』、或いは漢籍風土記
などからの孫引きに拠るもので、古風土記から直接引用したと断定で
きる例はない。しかしここから、顯昭が原典の直接披見を軽視してい
たとは言えないことは、次の『袖中抄』第一「かひ屋がした」条の登
蓮法師に対する批判から窺える。

登蓮法師云、常陸国の風土記に、あさくひろきを澤と云、ふかく
せばきをかひ屋と云とみえたりと申侍しかど、彼風土記未見ば
おぼつかなし。大様は人おどし事歟。

「彼風土記未見ばおぼつかなし」という顯昭の言は、顯昭が原典披見
を重視していたこと、また「彼風土記」という表現は、常陸以外の風
土記披見の可能性を示唆するともいえよう。

(5) 秋本、注3 四六頁

(6) 引用は荻谷朴編『平安朝歌合大成』増補改訂四(同成舍出版 一九九
四)に拠る。『袖中抄』第十九「は、き木」条、『河海抄』が当判詞を
引用している。なお『和歌童蒙抄』第七「箒木」条でもこの説話を載
せるが「風土記」という書名は見えず、「云ふるしたること也」と古
来からの伝承と示すにとどまる。

(7) 基俊の判詞の特徴については、寺田純子「藤原基俊の歌論—その古典
意識について—」(『国文学研究』第四十九集 一九七三・二)、浅田
徹「歌合判詞史における白河院政期(二)—藤原基俊の判詞—」(『文

芸と批評』第八巻第五号 一九九七・五)など参照。

(8) 真観については、井上宗雄「真観をめぐって—鎌倉期歌壇の一側面—」
(『和歌文学研究』第四号 一九五七・八)、久保田淳「為家と光俊」
(『国語と国文学』第三十五巻第五号 一九五八・五)、福田秀一「鎌
倉中期の反御子左家」(『中世和歌史の研究』角川書店 一九七二)、
安井久善「藤原光俊の研究」(笠間書院 一九七三)、佐藤恒雄「藤原
光俊伝考—出家まで—」(上)(下) (『中世文学研究』第八・九号
一九八二・八、一九八三・八)、外村展子「鎌倉の歌人」(かまくら春
秋社 一九八六)など参照。

(9) 引用は中川博夫「校本『簸河上』」(『国文学研究資料館紀要』第二十
二号 一九九六・三)に拠る。但し読みやすさのため、適宜平仮名を
漢字に、旧漢字を通用漢字に改めた。

(10) 安井、注8。また『簸河上』における『新撰髓腦』依拠に関しては、
万葉や記紀・風土記などを尊重し特にその点で為家と対抗していた真
観にとって、『新撰髓腦』の諸説は有力な後盾になったという福田秀
一氏の論(注8)、及び同氏の説をふまえた論考として、中川博夫
「『簸河上』を読む」(『国語と国文学』第七十四巻第十一号 一九九
七・十一)、杉本まゆ子「公任歌論の享受—『新撰髓腦』引用と『簸
河上』を中心に—」(『書陵部紀要』第五十二号 二〇〇一・三)など
がある。

(11) 川尻篤信「歌合の名所詠」(『国文学研究』第四十九集 一九七三・二)、

同「名所史の基点」(『跡見学園短期大学紀要』第二十集 一九八四・

三)

(12) 志村士郎「能因歌枕をめぐって」(『国文学 解釈と鑑賞』第四十八卷

十二号 一九八三・九)

(13) なお「日本紀」という呼称は、梅村玲美氏によれば、八、十世紀まで

は「日本書紀」そのものを示す固有名詞であるが、十一世紀は資料に

よって揺れがあり「断定するにはきわめて微妙な時期」、十二世紀以

降は、名称の意味が拡大化した時代とされる(『日本紀』という名称

とその意味―平安時代を中心として―『上代文学』第九十二号 二

〇〇四・四)。しかし『新撰髓腦』、および真観の判詞の「日本紀」も

『日本書紀』を意味すると捉えてよいだろう。

(14) 丸山陽子『伊勢新名所絵歌合』考―新しい名所への試み―(フェリ

ス女学院大学日本文学国際会議「和歌の文化学」(二〇〇五・十一・

二十五、六)における口頭発表)

(15) 斎麻子『伊勢新名所絵歌合』考―成立意図および制作意図に対する

考察』(『人文社会科学論叢』七 一九九八・三)

(16) 当歌合の判者は基家・知家・行家・真観の分判。参加主要歌人はすべ

て反御子左派である。この歌合については注8の真観関連論文、およ

び橋本不美男・福田秀一・久保田淳編『建長八年百首歌合と研究』

上・下(未刊国文学資料刊行会 一九七二)参照。なお、当歌合の現存

唯一の写本、宮内庁書陵部蔵本に真観の判詞は見られないが、夫木抄

に、十九首に対する真観判詞が左注形式で記載されている。以下、夫

木抄の引用は『新編国歌大観』に拠る。但し、山田清市・小鹿野茂次

『作者分類夫木和歌抄 本文編』(風間書房 改訂版一九八一)を適宜

参照し、本文を改めたところがある。

(17) なお中川博夫氏に拠れば、真観のこの基俊判に対する知見は、歌合そ

のものではなく『袖中抄』に基づく可能性が高いという(注8)。

(18) 「風土記逸文一覽表」(『高岡市万葉歴史館紀要』第四号 一九九四・

三)

(19) 真観の鹿島社参詣に関しては、志村士郎「権律師仙覚像の一断面―藤

原光俊との出会い―(片野達郎編『日本文芸思潮論』桜楓社 一九

九二)、小林一彦「康元元年の藤原光俊―鹿島社参詣と稲田姫社十首

をめぐって―(『北陸古典研究』第十号 一九九五・九)、中川博夫

「鹿島の宗教文化圏―和歌をめぐって」(『国文学解釈と鑑賞』第六十

七卷第十一号 二〇〇二・十二)など参照。

(20) 田邊壽氏は、寛元本の成立期、鎌倉新釈迦堂の僧坊で新点を加えた頃、

源親行の手を経た者から風土記を入手した可能性を説く(『仙覚抄に

おける逸文風土記』『国語と国文学』第三十二卷第一号 一九五五・

一)。また小川靖彦氏は、北条実時が仙覚を物質的・精神的に支援し

得る立場にあったことを指摘している(『仙覚書状』(金沢文庫田藏名

古屋市蓬左文庫蔵『斎民要術』紙背文書)について―萬葉学者仙覚と

北条実時―『上代文学』第八十四号 二〇〇〇・四)。

(17) 吉永登「仙覚の万葉集校合に寄与した人々」(『国語国文』第十七卷第

五号 一九四八・八)、志村・注19。また志村氏は、仙覚を鹿島神宮の社僧とし、次に掲げる真観鹿島神宮参詣の折(夫木抄 一〇二三五)の「ふるき神官」が仙覚である可能性を指摘して両者の関係の深さを説くが(権律師仙覚出自考)『東国文化園の研究』桜楓社 一九八六)、特に仙覚を社僧とすべき根拠に乏しく疑問が残る。なお、この夫木抄の「石のみまし」は鹿島神宮に現存する「要石」と言われるが、歌語に造詣が深く伝承に通じ、さらに現地の様子を自らの目で確かめようとする真観の姿が窺える。

たづねかねけふみつるかなちはやぶるみやまのおくのいしのみ
ましを

此歌或抄云、光俊朝臣鹿島社にまうで侍りけるに、奥の御前とて不開の御殿よりは二三町ばかり東の山の中におはします御殿にて、ふるき神官をよびて、これに平なる石の円なるが二尺ばかりなるやあるとなんとひ侍るに、さる石ありとて御殿のうしろの竹の中にうづもれて侍りけるをほり出してけり、此明神天よりくだり給て此石のうへに坐禅せさせ給ふ石なり、万葉に石のみましと云ふこれなりと云、神官にかたり侍りける云云

(22) 由阿『詞林采葉抄』には「尚書禪門は為統古今集撰者、宏才博覧之上、对仙覚律師、萬葉一部相伝云々」とある。

(23) 花歌とよめる 権律師仙覚

おもかげのうつらぬ時もなかりけりころやはのがみなるらむ
(『統古今集』一五二二)

(24) 仙覚が六条歌学を重視していたことに関しては、村田正博「仙覚『萬葉集註釈』の形成―清輔『袋草紙』とのかかわりをめぐって―」(『伊藤博士古稀記念論文集 萬葉学藻』塙書房 一九九六)、中嶋真也「仙覚と六条家本」(『上代文学』第八十五号 二〇〇〇・十一)など参照。

(25) 安井、注8

(26) 志村、注19

(27) 『悦目抄』については歌学大系解題、および三輪正胤「為世流―『悦目抄』系歌論―」(『歌学秘伝の研究』風間書房 一九九四)参照。なお『簸河上』は、『悦目抄』の基になった『和歌三重之大事』には引用されていない。

(28) 永仁年間における風土記書写が、高松宮家旧蔵「袖中抄」紙背文書に見いだせるということは、武田祐吉氏によってはやく指摘されている(『上代文学史』博文館 一九三〇)、のち「武田祐吉著作集8 文学史・歌物語編」角川書店 一九七三)。藤本孝一氏はこの書写が二条家周辺における営為であると述べており(『出雲国風土記』浄阿書写説に関する疑問『日本歴史』第五一三号 一九九一・二)、『冷泉家時雨亭叢書』豊後国風土記・公卿補任」解題 朝日新聞社 一九九五)、筆者も藤本氏の説に随いたい。この点に関しては別稿で論じる。